

「中津市特別養護老人ホームやすらぎ荘」
重 要 事 項 説 明 書
利 用 契 約 書

社会福祉法人 中津市社会福祉協議会
中津市特別養護老人ホームやすらぎ荘

「中津市特別養護老人ホームやすらぎ荘」重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 中津市社会福祉協議会
(2) 法人所在地 〒871-0021 大分県中津市沖代町1丁目1番11号
(3) 電話番号 TEL 0979-24-4294 FAX 0979-24-7682
(4) 代表者氏名 会長 白井 辰彦
(5) 設立年月 昭和45年 4月 1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護老人福祉施設 平成17年3月1日指定
大分県指定 第4473000067号
(2) 事業所の目的 介護認定を受けた方の生活の場を提供し介護する。
(3) 事業所名 中津市特別養護老人ホームやすらぎ荘
(4) 事業所所在地 〒871-0434 大分県中津市耶馬溪町大字樋山路1番地1
(5) 電話番号 TEL 0979-56-2386 FAX 0979-56-2928
(6) 管理者氏名 施設長 岡川 政孝
(7) 事業所の運営方針 利用者の基本的人権を尊重し家庭的生活を送れるように。
(8) 開設年月 昭和47年 4月 1日
(9) 入所定員 80人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備 考
個室(1人)部屋	32室	従来型個室
2人部屋	6室	多床室
4人部屋	14室	多床室
合 計	52室	
食 堂	2室	
機能訓練コーナー	1フロア	[主な設置機器] 平行棒、階段、滑車運動器等
浴 室	3室	普通浴・特殊浴槽等
医 務 室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	職 員 数	備 考
1. 施設長（管理者）	1名	
2. 介護職員	57名	非常勤17名
3. 生活相談員	3名	
4. 看護職員	7名	非常勤1名
5. 機能訓練指導員	2名	外部講師1名
6. 介護支援専門員	2名	生活相談員兼務
7. 医師	1名	非常勤1名
8. 管理栄養士	1名	
9. 調理員	7名	非常勤6名

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 医師(内科)	毎週水・金曜日 14:00～
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:00～16:00 3名 日中： 8:30～17:30 日中： 9:30～18:30 20名 夜間：16:45～ 8:45 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 7:00～16:00 1名 日中： 8:00～17:00 1名 日中： 9:00～18:00 1名
4. 機能訓練指導員	日中： 8:30～17:30 1名

☆土曜、日曜、祭日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費（滞在費）、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：８：００～

昼食：１２：００～

夕食：１７：００～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週２回以上行います。ただし変更になることもあります。
- ・寝たきりでも機械浴槽等を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するためのリハビリを必要に応じて実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（１日あたり）＞

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と利用者負担段階による食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。また、日常生活継続支援加算 360 円、看護体制加算（Ⅰ）40 円、看護体制加算（Ⅱ）80 円、個別機能訓練加算（Ⅰ）120 円、夜勤職員配置加算（Ⅲ）160 円、介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）総単位数×13.6%を含みます。）

＊ご利用料金は１日当たりの目安となります。

＊処遇改善加算がパーセンテージの為若干誤差が出る場合がありますのでご了承のほどよろしくをお願いします。

1. 要介護度とサービス利用料金	従来型個室 多 床 室	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		7,550 円	8,350 円	9,180 円	9,970 円	10,760 円
		7,550 円	8,350 円	9,180 円	9,970 円	10,760 円
2. うち、介護保険から給付される金額		6,795 円	7,515 円	8,262 円	8,973 円	9,684 円
		6,795 円	7,515 円	8,262 円	8,973 円	9,684 円
3. サービス利用に係る自己負担額（１－２）		755 円	835 円	918 円	997 円	1,076 円
		755 円	835 円	918 円	997 円	1,076 円
4. 食費に係る負担限度額	1,445 円					
5. 居住費（滞在費）に係る負担限度額	1,231 円 915 円					
6. 自己負担額合計（３＋４＋５）		3,431 円	3,511 円	3,594 円	3,673 円	3,752 円
		3,115 円	3,195 円	3,278 円	3,357 円	3,436 円

（上記、料金に加算されている金額、その他介護サービス加算の内訳）

：日常生活継続支援加算（**360 円**）が加算されています。

（認知症高齢者等が一定割合以上入所しており、入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置している体制加算です。）

：夜勤職員配置加算（Ⅲ）（**160 円**）が加算されています。

（夜勤職員の配置基準を１名以上配置し、夜勤時間帯を通じ認定特定行為業務従事者を１名以上配置している体制加算です。）

：看護体制加算（Ⅰ）（**40 円**）が加算されています。

（常勤の看護師を１名以上配置している体制加算です。）

：看護体制加算（Ⅱ）（**80 円**）が加算されています。

（常勤の看護師が入所者の 25 又は、その端数を増すごとに 1 以上配置している体制加算です。）

- ：個別機能訓練加算（Ⅰ）（**120 円**）が加算されています。
（機能訓練指導員を配置した上で共同して個別に計画を立て、機能訓練を実施した期間に加算できます。）
- ：個別機能訓練加算（Ⅱ）（**200 円／月**）が加算されます。
（個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用します。）
- ：科学的介護推進体制加算（Ⅰ）
（利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している事で加算されます。また、必要に応じてサービス計画を見直すなど、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用します。）
- ：科学的介護推進体制加算（Ⅱ）（**500 円／月**）が加算されます。
（科学的介護推進体制加算（Ⅰ）の要件に加えて疾病の状況等を厚生労働省に提出している事で加算されます。）
- ：介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（介護報酬総単位数×**13.6%**）が加算されています。
（介護職員の処遇改善を行うことによって加算されます。）
- ：初期加算（**30 円**）が入荘から 30 日間は加算されます。
＊入荘日から 30 日間、または 1 月を超える入院後の再入荘の際も 30 日間加算されます。
- ：療養食加算（**60 円**）が加算（1 日につき 3 回まで）される場合があります。
＊医師の指示（食事箋）に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行われた方に加算されます。
- ：退所時情報提供加算（**250 円／回**）が加算される場合があります。
＊医療機関へ退所する入荘者等について、医療機関へ円滑に紹介する為、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入荘者一人につき 1 回限り算定される加算です。
- ：配置医師緊急時対応加算（**325 円／回**）配置医師の通常の勤務時間外（早朝、夜間、深夜を除く）、（**650 円／回**）早朝（午前 6 時～午前 8 時）、夜間時（午後 6 時～午後 10 時）、（**1,300 円／回**）深夜（午後 10 時～午前 6 時）が加算される場合があります。
＊入荘者の看護・介護に当たる者が、配置医師に対し電話等で直接施設への訪問を依頼し、当該配置医師が診療の必要性を認め可及的速やかに施設に赴き診療を行った場合に算定されます。
- ：協力医療機関連携加算（**50 円／月**）が加算されます。
＊協力医療機関との間で、入荘者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている事で加算されます。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆**居住費（滞在費）と食費に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定書に記載している負担限度額とします。**

☆ご利用者が、**6 日以内の入院又は外泊（月を超えた場合は 12 日以内）**をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。

☆

1. サービス利用料金	2,460 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214 円
3. 自己負担額（1－2）	246 円

＊ 尚、上記期間中は居住費が加算されます。

＜当施設の居住費（滞在費）・食費の負担額＞

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方は、施設利用の居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。（**介護保険負担限度額認定証をご提示下さい**）

（単位：円／日）

対 象 者		区 分	居住費（滞在費）		食 費
			多 床 室	従来型個室	
生活保護受給者		利用者負担			
市 町 村 民 税 世 帯 非 課 税	老齢福祉年金受給者	段階 1	0 円	380 円	300 円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	利用者負担 段階 2	430 円	480 円	390 円
	利用者負担第 2 段階以外の方（課税年金収入が 80 万円超 120 万円以下の方）	利用者負担 段階 3 ①	430 円	880 円	650 円
	利用者負担第 2 段階以外の方（課税年金収入が 120 万円超の方）	利用者負担 段階 3 ②	430 円	880 円	1,360 円
上記以外の方		利用者負担 段階 4	915 円	1,231 円	1,445 円

＊ 恩給の種類によっては、所得収入になります。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①特別な食事（酒を含みます。）

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：実費相当額

②理髪・美容

〔理髪サービス〕

月に 2 回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1 回あたり 1,500 円～

③貴重品の管理

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

- 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書
- 保管管理者：施設長
- 出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。
 - ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
 - ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
 - ・ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを必要に応じご利用者へ交付します。
- 利用料金：無料

④レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：実費相当額

<例>

i) 主なレクリエーション行事予定

	行 事 と そ の 内 容 (例)	備 考
4 月	お弘法さま参詣	
5 月	高塚愛宕地藏尊参詣	
6 月	バイキング食事会	家族会総会
7 月	七夕飾り付け	
8 月	盆踊り供養会	
9 月	敬老お楽しみ会	
10 月	やすらぎ荘秋祭り	
11 月	山国かかしワールド見学ツアー	

ii) クラブ活動

書道、手芸（実費相当額をいただきます。）

⑤複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

実費相当額

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦その他利用料

その他の利用料をいただく事態が発生した場合は、その都度ご利用者に了解を頂き、定めのとおりといたします。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 か月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の料金・費用は、１か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに施設でお預かりしています通帳より引き落としさせていただきます。又、施設で通帳をお預かりしていないご利用者の方は、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払

イ．下記指定口座への振り込み

大分銀行中津支店

普通預金 ５４５７７６７

フリガナ カツシヤカイフクシヨウカイ

口座名 福）中津市社会福祉協議会

ウ．金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：大分銀行、大分県信用組合、大分県農業協同組合、大分県信用農業協同組合連合会、ゆうちょ銀行ほか、他の金融機関についてはご相談下さい。

（４）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望等により、嘱託医師の協力関係医療機関で入院治療を受けることができます。

6. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

[職名]	責任者	施設長	岡川 政孝
	担当者	事務係 係長	古賀 圭浩
	担当者	介護・看護係 係長	中島 眞祥
	担当者	介護支援専門員	吉田 卓

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日は除く）
8：30～17：30

また、ご意見箱を玄関に設置しています。

(2) やすらぎ荘福祉サービス相談委員会の苦情の受付

当施設福祉サービス相談委員会における苦情やご相談を以下の第三者委員で受け付けています。

家族会会長 橋本 いずみ 中津市大字大新田 596 番地 5 TEL080-3988-5769

(3) 中津市社会福祉協議会福祉サービス適正化委員会第三者委員

前澤 哲郎	中津市大貞 168-6	TEL0979-32-5104
友松 貴子	中津市犬丸 264-6	TEL0979-32-5070
井上 元	中津市本耶馬溪町曾木 1493-1	TEL0979-52-2292
金枝 豊治	中津市大字大貞 312-1	TEL0979-24-1637
小川 幸子	中津市本耶馬溪町樋田 59-4	TEL0979-52-2025
加来 由尚	中津市豊田町 14-3	TEL0979-22-1111

(4) 行政機関その他苦情受付機関

中津市福祉部 介護長寿課	所在地 大分県中津市豊田町14番地の3 電話番号 0979-22-1111 FAX 0979-26-1217 受付時間 8：30～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地 大分市大手町2丁目3番12号 電話番号 097-534-8470 FAX 097-537-8652 受付時間 8：30～17：00
大分県社会福祉協議会	所在地 大分市大津町2-1-41 電話番号 097-558-0300 FAX 097-558-6001 受付時間 8：30～17：00

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物延床面積 4,612.93㎡
- (3) 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しています。
[短期入所生活介護]
平成21年10月1日指定
大分県指定 4470300791号 定員20名
[介護予防短期入所生活介護]
平成21年10月1日指定
大分県指定 4470300791号
- (4) 施設の周辺環境 当施設は、日当たりもよく、静かな環境にあり、交通も便利で、近くには商店があり、風光明媚な環境

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 介護職員… ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
80名の利用者に対して57名の介護職員を配置しています。
- 生活相談員… ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
3名の生活相談員を配置しています。
- 看護職員… 主にご利用者の健康管理や服薬管理・療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
7名の看護職員を配置しています。
- 機能訓練指導員…ご利用者の機能訓練を担当します。
2名の機能訓練員を配置しています。
- 介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
生活相談員が兼ねる場合もあります。
- 医師… ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
嘱託の医師を配置しています。
- 管理栄養士… ご利用者の日常生活上の栄養管理を行い、医療と連携して適切な食事形態や食事状況の管理を行います。

3. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所や面会の際、以下のものは原則として持ち込むことができません。

危険物、飲食物、その他施設で判断したもの

※尚、飲食物は誤嚥や感染症による事故防止のため、持ち込み禁止をしており、特別な事情で持ち込む際はご相談下さい。

(2) 面会

面会時間 8：00～21：00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（1）に定める別紙「食費に係る負担限度額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上が必要であると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(7) 郵便物の取り扱いについて

施設へ届いたご利用者宛ての郵便物は施設の利用上必要と思われるものは内容物の確認をさせていただきますことがございます。

(8) 遠方の受診について

隣接市町村以外の受診は、ご家族対応をお願いします。

4. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者にかれた心身の状況を斟酌^{しんしゃく}して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任^{げん}を減じる場合があります。

5. 個人情報について

①使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に伴い利用者の施設サービス計画に基づき介護サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等及び関係機関との連絡調整等において必要とする場合において使用します。

②使用にあたっての条件

- ・個人情報の提供は、①に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。
- ・事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録します。

③個人情報の内容（事例）

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が介護支援を行うために最低限必要な利用者や家族に関する情報

令和 年 月 日

上記の中津市特別養護老人ホームやすらぎ荘重要事項の内容に同意します。

(利用者氏名) _____

私は、本人の同意意思を確認し本人の代わり下記署名を行います。

(代筆者氏名)

利用者との関係 ()

私は、本人（ ）に代わり、上記の中津市特別養護老人ホームやすらぎ荘重要事項の内容に同意し下記署名を行います。

(代理人氏名)

サービスの提供に当たり、利用者に対し本書面に基づいて重要事項を説明しました。

中津市特別養護老人ホームやすらぎ荘

説明者 職 名 氏 名

「中津市特別養護老人ホームやすらぎ荘」利用契約書

様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人中津市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される介護福祉施設サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（契約の目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「施設サービス計画」という。）は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。
- 3 利用者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（施設サービス計画の決定・変更）

- 第2条 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、おおむね6か月に1回、又は利用者の体調の変化及びその家族等の要請に応じて調査し、その結果施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

- 第3条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

- 第4条 事業者は利用者との合意に基づき、次のサービスを提供するものとします。
- （1）利用者が選定する特別な食事の提供
 - （2）利用者に対する理容サービス
 - （3）別に定めるところに従って行う利用者からの貴重金品の管理
 - （4）事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、事業者は、別に定めるところのサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

- 3 前各項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

(サービス利用料金の支払い)

- 第5条 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：中津市が交付する「負担割合証」に基づき、その額の1割又は2割又は3割を負担）を事業者を支払うものとします。
但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん全額支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
 - 3 第3条第1項及び第2項に定めるサービスについて、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
 - 4 前項の他、利用者は食事代・居住費と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を施設に支払うものとします。
 - 5 前4項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、利用者は原則としてこれを翌月27日に口座振替にて支払うものとします。
 - 6 1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

- 第6条 前条第2項、に定める利用料金及び前条第4項に定める食事代の自己負担額について、介護給付費体系の変更があった場合、施設は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第2項、第4項に定めるサービス利用料金（食事代の自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、施設は、利用者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
 - 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

(事業者及びサービス従事者の義務)

- 第7条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体及び財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、当施設の医師又は看護職員または主治医若しくはあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、サービスを実施するものとします。また、利用者の病状急変、その他必要な場合は、適切な措置を講じるものとします。
 - 3 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

- 4 事業者及びサービス従事者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、当施設の医師、家族及び介護支援専門員等と話し合い、記録を記載するなどの適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- 5 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定更新の申請の援助を行うものとします。
- 6 事業者は、利用者の心身の状況等を適宜、契約者に報告するとともに、要介護認定の更新等により、利用者の要介護度が変更された場合には、速やかに契約者に通知することとします。
- 7 事業者は、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

(事業者のサービスの実施不能)

- 第8条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合に対して、当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払を請求できるものとします。

(守秘義務等)

- 第9条 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務等は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 3 事業者は、第19条に定める利用者の円滑な退所の為の援助策として利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得るものとします。

(利用者の施設利用上の注意義務等)

- 第10条 利用者は、居室及び共用施設及び敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
 - 3 利用者は、施設及び設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
但し、利用者の置かれた心身の状況を斟酌し相当の理由が認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
 - 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と施設との協議により、居室又は共用施設、整備の利用方法等を決定するものとします。

(利用者の禁止行為)

第11条 利用者は、当施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 決められた場所以外での喫煙
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- (3) その他決められたものの以外の物の持ち込み

(損害賠償責任)

第12条 事業者は本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由より利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務等に違反した場合も同様とします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第13条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任にならない事由によるサービスの実施不能)

第14条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払を請求することはできないものとします。

(契約の終了事由)

第15条 利用者は次の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援1及び同2と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第16条から第18条に基づき本契約が解約された場合

(利用者からの中途解約等)

第16条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は解約を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

2 利用者は、第6条第3項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。

3 利用者が第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

(利用者からの契約解除)

第17条 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が次の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解約することができます。

(1) 事業者又はサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

(2) 事業者又はサービス従事者が第9条に定める守秘義務等に違反した場合

(3) 事業者又はサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体、財物又は信用等を傷つけ、又は著しい不信行為(※下記のサービス利用にあたっての禁止行為等)、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(4) 他の利用者の身体、財物又は信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第18条 事業者は、利用者が次の各号に該当する場合には、本契約を解約することができます。

(1) 利用者及び利用者家族が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) 利用者による、第5条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも拘わらずこれが支払われない場合

(3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物又は信用等を傷つけ、もしくは著しい不信行為(※下記のサービス利用にあたっての禁止行為等)を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

※サービス利用にあたっての禁止行為

① サービス従事者に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為

(a) 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問や発言をすること

(b) 不必要な身体への接触及び交際、性的関係を強要すること

③ サービス利用中にサービス従事者を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また、録音などをインターネットなどに掲載すること

(4) 利用者が病院等に入院する必要が生じた場合(但し、概ね3か月以内に退院される場合は、再び施設に入所できるようにいたします。)

(5) 利用者が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に

入院した場合

- 2 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が利用者に対して実施したサービスの利用料金については、全額利用者負担とします。

(契約の終了に伴う援助)

第19条 事業者は利用者の希望により、心身の状況、おかれている環境等を勘案し、円滑な退所の為に必要な次の各号の援助を利用者に対してすみやかに行うものとします。

- (1) 適切な病院、診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介
- (3) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(利用者の入院にかかる取扱い)

第20条 利用者が病院又は診療所に入院した場合、3か月以内に退院すれば、退院後も再び当施設に入所の措置を講じます。

- 2 利用者が病院又は診療所に入院後6日以内に退院した場合、重要事項説明書に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。但し、入院期間が7日を超える場合には、利用者は所定のサービス利用料を支払う必要はありません。

(居室の明け渡し及び清算)

第21条 利用者は、第18条第1項から第5項により本契約が終了した場合において、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第10条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

- 2 利用者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる所定の料金(重要事項説明書に定める)を事業者に対し支払うものとします。
- 3 利用者は、第19条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払義務を負いません。
- 4 第1項の場合に、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については第5条第6項を準ずる。

(残置物の取引等)

第22条 利用者は、本契約が終了した後、利用者の残置物(高価品を除く)がある場所に備えて、その残置物の引き取り人(以下「残置物引取人」という。)を定めることができます。

- 2 前項の場合、事業者は本契約が終了した後、利用者又は残置物引取人に残置物の有無を連絡するものとします。
- 3 利用者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、利用者また又は残置物引取人は、期限内に引取りができない等の特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、すみやかに事業者にその旨を連絡するものとします。
- 4 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、利用者又は残置物引取人が引取りに必

要な相当な期間が過ぎても残置物を引取る義務を履行しない場合には、当該残置物を利用者又は残置物引取人に引渡すものとします。但し、その引渡しに係る費用は利用者又は残置物引取人の負担とします。

- 5 事業者は、利用者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で利用者の残置物を処分できるものとします。その費用については、利用者からの預かり金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

(一時外泊)

第23条 利用者は、事業者の同意を得た上で、外泊する事ができるものとします。この場合、利用者は宿泊開始日の3日前までに事業者に届け出るものとします。又、外泊は最長で月6日間とさせていただきます。

- 2 前項の定める宿泊期間中において、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

(虐待防止)

第24条 事業者は、利用者の人権並びに虐待防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じるものとします。

- (1) 研修等を通じて、サービス従事者の人権意識の向上を図り、虐待の未然防止に努めます。
- (2) 個別支援計画を作成して、適切な支援の実施に努めます。
- (3) サービス従事者の悩みや苦勞の相談体制を備え、サービス従事者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(苦情処理)

第25条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(連帯保証人)

第26条 連帯保証人は、利用者と連帯して本契約から生じる利用者の債務を負担します。

- 2 前項の連帯保証人の負担は、毎月の利用料のおよそ6か月分を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供します。

(協議事項)

第27条 本契約に定められていない事項については問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議をするものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(利用者住所) _____

(利用者氏名) _____

私は、本人の同意意思を確認し本人に代わり下記署名を行います。

(代筆者氏名) _____

利用者との関係 ()

連帯保証人 (本人自筆)

住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____

連帯保証人 (本人自筆)

住 所 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____

残置物引取人

住 所 _____

氏 名 _____

私は、本人（ ）に代わり、下記において、中津市特別
養護老人ホームやすらぎ荘利用契約を締結します。

事業者住所 中津市沖代町 1 丁目 1 番 11 号

事 業 者 名 社会福祉法人 中津市社会福祉協議会

代表者氏名 会長 白 井 辰 彦